

令和5年9月25日  
＜問い合わせ先＞  
住宅局参事官（建築企画担当）付  
代表 03-5253-8111

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する  
法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令案  
に関する意見募集の結果について  
（うち建築物省エネ法施行規則等の一部改正案部分）

国土交通省では、令和5年8月4日（金）から9月2日（土）までの期間において、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令案に関する意見募集を行いました。このうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）の一部改正案について、寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※上記の省令案以外の省令案に関する意見募集の結果につきましては、今後、当該省令の公布に併せて公表する予定です。

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※5の個人・団体から合計7件のご意見等をいただきました。なお、建築士法施行規則の一部改正に関するご意見等はありませんでした。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）の一部改正に関するご意見

【再生可能エネルギー利用設備の種類（新設）】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
再生可能エネルギー利用設備が明確になったこと、また、大気中の熱を利用する設備を対象に含まないことに賛同。	賛成のご意見として承ります。
地中熱利用設備は地熱を利用した設備に含まれるのか。	地中熱利用設備は規則第80条の2第2号ハに規定する「雪又は氷を熱源とする熱その他の自然界に存する熱」（大気中の熱、地熱及び太陽熱を除く。）を利用する設備に含まれます。

【再生可能エネルギー利用設備に係る説明方法等（新設）】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
再生可能エネルギー利用設備に係る説明のタイミングは工事着手前では遅く、設計時や契約前などにすべき。	建築物省エネ法に基づく「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」促進計画の作成ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、説明の具体的な実施例として、設計の事前相談時に再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）に関する説明の要否を確認し、併せて設計に係る建築物への再エネ利用設備の設置に関する建築主の意向確認を行った後、設計の内容を踏まえて再エネ利用設備に係る説明を行うこととしております。
説明書面記載事項として、再エネ利用設備の導入による効果の説明が必要ではないか。	再エネ利用設備の導入による効果等については、建築士が負担なく一般的な情報提供をできるよう、国交省においてひな形を作成するリーフレットを用いて説明していただくこととしております。
建築士が行う説明事項のうち、「建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備の種類及び規模」については、当該建築物に対して設置可能な種々の再エネ利用設備ごとに設置できる最大規模を説明するのではなく、当該建築物に設置する再エネ利用設備の種類及び規模について説明するものであることを市町村に周知してほしい。	ガイドラインで示している説明書の参考様式では、当該建築物に設置することができる設備の種類・規模である旨を示しており、このことについて周知してまいります。